

毎週火、金曜日発行（但休日と当るときは曜日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第五百八十七号

次の土地は、国が買収する予定であるから、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十八条第一項の規定により告示する。

昭和三十八年十一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

◇告示 目次

土地の買収の予定
牛の結核病検査等の実施
新たに行なおうとする土地改良事業に係る土地改良事業計画書等の縦覧
土地改良区の解散の認可
土地改良区の定款変更の認可

一 土地の区域及び所有者

区 域 台帳 現況 台帳 積 収 所有者の住所氏名

鳥取市湖山町字下浜 保安林 畑、〇、二二八反 〇、二二八反 東京都中央区銀座西六丁目六番地

一一九四ノ三三 〇、二二八反 〇、二二八反 勸業建設株式会社

一一九四ノ五一 山林 畑 〇、二一九反 〇、二一九反 右に同じ（登記名義人、気高郡湖山村一、二五八番地 山陰工業株式会社）

計 〇、五〇七反 〇、五〇七反

二 土地の利用予定の概要

農地とすべき土地 附帯地 其他 計 入植予定戸数 増反予定戸数 備考

〇、五〇七反 1 〇、五〇七反

二

鳥取県告示第五百八十八号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病検査及びブルセラ病検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十八年十一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病及びブルセラ病予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
結核病検査及びブルセラ病検査
牛 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの、分べん前一月以内のもの及び分べん後十日以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応

ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

別表 結核病検査、ブルセラ病検査

実施期日	実施区域	実施場所
十一月十二日	十一月十五日	鹿野検査場
十一月十三日	十一月十六日	小鷲河
十一月十五日	十一月十八日	勝谷
十一月十六日	十一月十九日	逢坂
十一月十八日	十一月二十一日	浜村
十一月十九日	十一月二十二日	瑞穂
十一月二十二日	十一月二十五日	宝木
十一月二十五日	十一月二十八日	青谷町
十一月二十六日	十一月二十九日	青谷
十一月二十七日	十一月三十日	

鳥取県告示第五百八十九号

昭和三十八年九月二十六日付けで大誠土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（暗渠排水）事業については、審査の結果その計画を適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書及び定款の写を縦覧に供する。

昭和三十八年十一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧期間 昭和三十八年十一月十一日から二十日間とする。
- 二 縦覧場所 東伯郡大栄町大字由良宿 大誠土地改良区事務所
- 三 異議の申出 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十七条第二項の規定に基づき、鳥取市富安第二土地改良区及び鳥取市晩稻土地改良区の解散を昭和三十八年十一月五日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和三十八年十一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、岩吉土地改良区及び大誠土地改良区の変更に昭和三十八年十一月五日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和三十八年十一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗